

◎新潟県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙247番2から 同郡同町大字芦ヶ崎甲884番4まで	新	12.0～62.6メートル	1,353.6メートル
	旧	(A) 18.4～58.0メートル	1,323.9メートル
		(B) 13.0～62.6メートル	1,353.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道小千谷十日町津南線と重用
一部区間県道加用今新田津南停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎甲884番4から 同郡同町大字芦ヶ崎乙247番2まで	新	12.0～62.6メートル	1,353.6メートル
	旧	(A) 18.4～58.0メートル	1,323.9メートル
		(B) 13.0～62.6メートル	1,353.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道117号と重用
一部区間県道加用今新田津南停車場線と重用